規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案				
政策の名称	廃棄物処理業の許可を取り消された者等に対する措置命令の規定の準用及び排出事業者へ の通知の義務付け				
担当部局·評価者	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物・リサイクル制度企画室長 相澤寛史 電話番号:03-6457-9097 E-mail:hairi-sanpai@env.go.jp				
評価実施時期	平成29年3月2日				
規制の目的、内容及び	び必要性並びに生じる費用、便益				
目 的	廃棄物処理業の許可を取り消された者等への対応を強化することで生活環境の保全及び公衆 衛生の向上を図る。				
内容	廃棄物処理業の許可を受けた者等が、当該許可に係る事業を廃止し、又は当該許可を取り消された場合等において、廃棄物の処理基準に適合していない保管を行っていると認められるときに、市町村長、都道府県知事等は、これらの者に対し、処理基準に従って当該廃棄物の保管をすることを命ずることができるとするとともに、排出事業者へ事業を廃止等した旨の通知の発出を義務付ける。				
関連条項	第14条の2第4項及び第5項、第14条の3の2第3項及び第4項、第14条の5第4項及び第5項、第 14条の6、第19条の10				
必要性	廃棄物処理業者が、欠格要件に該当したことにより急遽許可の取り消しを受けたときなどには、その事業の用に供していた施設等の中に廃棄物が残置されることとなる。こうした事態が発生した場合には、排出事業者等により当該廃棄物が引き取られるまでの間、許可を取り消された者等は、残置された廃棄物を適正に保管すべきであるが、許可を取り消された者等は処理基準の適用を受けず、改善命令も適用できない。さらに、措置命令は、少なくとも生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるといえる状態でなければ行うことができない。こうしたケースにおいて、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがなければ行政が対応できないのは不合理であり、残置された廃棄物の撤去が完了するまでの間、必要に応じ許可を取り消された者等に保管基準等を遵守した保管を行うことを求めることなどができるようにする必要がある。また、現行法上、産業廃棄物処理業の許可を取り消された者等は、もはや産業廃棄物処理業者に該当しないため、適正処理が困難になった場合に排出事業者にその旨を通知する制度(適正処理困難通知)の義務付けの対象となっていない。当該通知は、排出事業者の措置を促す端緒となるものであり、排出事業者責任を貫徹し、適正処理を確保するためには、許可を取り消された者等に対して、排出事業者に許可を取り消された旨を通知することを義務付ける必要がある。				
費用	•				
遵守費用	市町村長又は都道府県知事等から命令を受けた者は命令に従い適切な保管を行う義務を負う。また、許可等が取り消しをされた者等はその旨を通知する義務を負う。そして適切な保管を行う費用や許可等が取り消しをされたこと等を通知する費用が生じる。				
	命令を発する事務が生じる。				
その他の費用	特に想定されない。				
便益	現行法において、廃棄物処理基準が適用されない、許可取消しを受けた者等について、処理 基準に従った保管を求めることができるなど、廃棄物の適正な処理の確保に資することができ る。また、通知の義務付けにより、産業廃棄物の処理を委託した先が許可の取消し等を受けた 事実を排出事業者が迅速に把握できることで適正処理の確保に資することができる。				

想定される代替案

許可を取り消された者が廃棄物を保管している場合において、当該保管者に、適切な保管や排出事業者への許可を 取り消されたこと等の通知をすることを行政指導により求める。

費用

遵守費用

・市町村長又は都道府県知事等からの行政指導に従う場合は、適切な保管を行う費用及や許可等が取り消しをされたこと等を通知する費用が生じる。

代

替案①			・行政指導を行うコストが生じる。
T)		その他の費用	・特に想定されない。
	便	益	・行政指導には限界があり、廃棄物の適正処理を確保するためには不十分である。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:改正案の導入により命令を受けた者は命令に従い適切な保管を行う義務を負い、また、通知を義務付けられた者は許可等が取り消しをされたこと等を通知する義務を負う。また、行政も事務を遂行するコストが生じる。もっとも、これらの費用は生活環境を保全するためには最小限の負担といえる。

便益:現行法において廃棄物処理基準がもはや適用されない、許可取消しを受けた者等について、処理基準に従った保管を求めることができるなど、廃棄物の適正な処理の確保に資することができる。また、通知の義務付けにより、産業廃棄物の処理を委託した先が許可の取消し等を受けた事実が排出事業者が迅速に把握させ、適切な措置をとらせることにより適正処理の確保に資することができる。

発生する費用負担と得られる便益について代替案と比較すると、改正案の方が事業を廃止した者等による生活環境保全 上の支障を生ずるおそれをより回避できるようになると考えられることから、本規制措置は妥当である。

有識者の見解その他の関連事項

「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」(平成29年2月中央環境審議会)においては、「改善命令の対象とするために許可の取消しを行えないのは本末転倒であり、適正な管理の実施を確保するため、許可を取り消された者であっても、処理基準に従って廃棄物の保管をすることその他必要な命令の対象とするべきである。」また、「排出事業者の迅速な処理状況の把握及び適正な措置の履行を担保するために、業の許可を取り消された者に対しても、処理困難通知を義務付けるべきである。」とされているところ。

レビューを行う時期又は条件

附則第5条の規定に基づき、法律の公布の日から起算して3年を超えない範囲において政令で定める施行日から起算して5年後を予定。

備	考			